

平成16年 18

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

審議経過

平成16年 4月22日 事務協議会 承認

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成16年 4 月23日

東京学芸大学長  
鷲 山 恭 彦

平成16年規則第47号

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第4号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正（案）について

改 正（案）	現 行
<p>東京学芸大学事務協議会規則</p> <p>（設置） 第1条 本学に，東京学芸大学事務協議会（以下「本会」という。）を置く。</p> <p>（目的） 第2条 本会は，事務に関する重要な事項を協議するとともに，各部局相互の連絡を緊密にし，本学の事務運営の円滑を期することを目的とする。</p> <p>（組織） 第3条 本会は，次の各号に定める者をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局長 (2) 部長 (3) 課長及び室長 (4) 課長補佐 (5) 専門員 (6) 図書館専門員</p> <p>（会議） 第4条 <u>本会が開催する会議（以下「会議」という。）は，前条第1号から第3号までに定める者をもって行う。</u> 2 <u>会議には，必要に応じて課長補佐及び専門員等を出席させ，意見を聴くことができる。</u></p> <p>（議長等） 第5条 <u>会議は，必要に応じて事務局長が招集し，議長となる。</u> 2 <u>議長に事故があるときは，あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。</u></p> <p>（庶務） 第6条 本会に関する庶務は，<u>総務部総務課が処理する。</u></p> <p>附 則 <u>この規則は，平成16年4月23日から施行する。</u></p>	<p>東京学芸大学事務協議会規則</p> <p>（名称） 第1条 本学に，東京学芸大学事務協議会（以下「本会」という。）を置く。</p> <p>（目的） 第2条 本会は，<u>事務局長の諮問に応じて</u>，事務に関する重要な事項を協議するとともに，各部局相互の連絡を緊密にし，本学の事務運営の円滑を期することを目的とする。</p> <p>（組織） 第3条 本会は，次の各号に定める者をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局長 (2) <u>総務部長，財務部長，学務部長，施設マネジメント部長及び学術情報部長</u> (3) 課長及び室長 (4) 課長補佐 (5) 専門員 (6) 図書館専門員</p> <p><u>2 前項のほか，必要に応じ係長及び専門職員を出席させ，意見を述べさせ，説明をさせることができる。</u></p> <p>（議長等） 第4条 本会は，<u>必要に応じ事務局長が招集し，議長となる。</u> 2 <u>事務局長に事故のあるときは，あらかじめ事務局長の指名した者が議長の職務を代行する。</u></p> <p>（庶務） 第5条 本会に関する庶務は，<u>総務課が処理する。</u></p> <p>附 則 この規則は，公布の日から施行する。</p>